

○議長 赤嶺奈津江さん ただいまから令和5年第3回南風原町議会臨時会を開会します。

開会（午前10時00分）

○議長 赤嶺奈津江さん これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって9番 石垣大志議員、10番 大城勇太議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第2. 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいたと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間と決定いたしました。

○議長 赤嶺奈津江さん これから議案の上げに入ります。

日程第3. 議案第58号 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第3. 議案第58号 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 新垣吉紀君 おはようございます。議案第58号 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由 国の人事院勧告、県の人事委員会勧告、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律及び県内市町村の職員給与等の改定状況を踏まえ、改正する必要があるための提案でございます。内容等については担当者が説明いたします。

○議長 赤嶺奈津江さん 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それでは議案第58号 南風

原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について概要を説明いたします。改正理由については、国の人事院勧告、県の人事委員会勧告、一般職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律及び県内市町村の職員給与等の改定状況を踏まえた上での改正となります。

今回の改正は、勤勉手当の支給割合を0.1月引き上げることにより、期末手当と勤勉手当を合算し、年間支給割合を4.4月から4.5月とするものです。また、再任用職員についても、勤勉手当の支給割合を0.05月引き上げることによって期末手当と勤勉手当を合算すると年間支給割合は2.3月から2.35月となります。また、民間給与との格差を解消するため、初任給をはじめ若年層に重点を置いた給料月額の上げによる給料表の改正となります。これは給料月額を1,000円から1万2,000円の幅で全ての職務の級及び号給において引き上げる改正で、全体の平均改定率は1.1%となり、令和5年4月1日に遡っての適用となります。

なお、第1条では12月期支給分の職員に係る勤勉手当を0.1月引き上げる改正、定年前再任用短時間勤務職員に係る期末・勤勉手当を併せて0.05月引き上げる改正及び行政職給料表の改正、第2条で令和6年度以降の職員に係る勤勉手当の支給について、6月期・12月期共に0.05月引き上げる改正及び定年前再任用短時間勤務職員に係る期末・勤勉手当の支給について併せて、6月期・12月期共に0.025月引き上げる改正です。附則については、第1条、第2条のそれぞれの実施時期及び遡及適用等について規定しております。

続きまして、資料2をお願いいたします。資料2は一般職、管理職、再任一般職、再任管理職の現行、令和5年改正後、令和6年以降の期末・勤勉手当の支給割合について明記しております。

また、資料3をお願いいたします。資料3は給料表の改正前と改正後の差額を一覧にした表となりますのでお目通しをお願いいたします。以上が議案第58号 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の概要です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第58号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 異議なしと認めます。よって議案第58号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第58号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより議案第58号 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案について、可決することに賛成する方は起立願います。

（起立全員）

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第4．議案第59号 特別職の職員で常勤のものの期末手当支給条例の一部を改正する条例

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第4．議案第59号 特別職の職員で常勤のものの期末手当支給条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 新垣吉紀君 議案第59号 特別職の職員で常勤のものの期末手当支給条例の一部を改正する条例 特別職の職員で常勤のものの期末手当支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由 一般職の給与改定、特別職の職員の給与に関する法律及び二千二十五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律を踏まえ、改正する必要があるための提案であります。内容説明は担当者が行います。

○議長 赤嶺奈津江さん 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それでは議案第59号 特別職の職員で常勤のものの期末手当支給条例の一部を改正する条例について概要を説明いたします。今回の改正は、令和5年度以降の期末手当の支給割合を0.1月引き上げることにより、年間支給割合を3.3月から3.4月とするものです。

なお、第3条は令和6年度以降の6月期及び12月期に係る期末手当の支給割合を0.05月引き上げし、合算で0.1月引き上げる改正、附則第2項は期末手当の特例措置として、令和5年12月期支給分の期末手当で支給割合を0.1月引き上げる規定としております。

下記の表は、現行と令和5年度改正後、令和6年度以降の6月期、12月期、そして合計の期末手当の支給

割合を明記しております。以上が議案第59号 特別職の職員で常勤のものの期末手当支給条例の一部を改正する条例の概要です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第59号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 異議なしと認めます。よって議案第59号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。これから議案第59号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより議案第59号 特別職の職員で常勤のものの期末手当支給条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案について、可決することに賛成する方は起立願います。

（起立全員）

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第5．議案第60号 南風原町議会議員期末手当支給条例の一部を改正する条例

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第5．議案第60号 南風原町議会議員期末手当支給条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 新垣吉紀君 議案第60号 南風原町議会議員期末手当支給条例の一部を改正する条例 南風原町議会議員期末手当支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由 特別職の職員で常勤のものの期末手当支給条例の一部を改正する条例を踏まえ、改正する必要があるための提案でございます。内容説明は担当者が行います。

○議長 赤嶺奈津江さん 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それでは議案第60号 南風原町議会議員期末手当支給条例の一部を改正する条例について概要を説明いたします。今回の改正は、令和

5年度以降の期末手当の支給割合を0.1月引き上げることにより、年間支給割合を3.3月から3.4月とするものです。

なお、第2条は令和6年度以降の6月期及び12月期に係る期末手当の支給割合を0.05月引き上げし、合算で0.1月引き上げる改正、附則第2項は期末手当の特例措置として、令和5年12月期支給分の期末手当で支給割合を0.1月引き上げる規定としています。

下記の表は、現行、令和5年度以降、令和6年度以降6月期、12月期、合計の支給割合を明記しております。以上が議案第60号 南風原町議会議員期末手当支給条例の一部を改正する条例の概要です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第60号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 異議なしと認めます。よって議案第60号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第60号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより議案第60号 南風原町議会議員期末手当支給条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案について、可決することに賛成する方は起立願ひます。

（起立全員）

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第6．議案第61号 南風原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第6．議案第61号 南風原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 新垣吉紀君 議案第61号 南風原町会計

年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 南風原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由 国の人事院勧告、県の人事委員会勧告、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律及び職員給与等の改定状況を踏まえ、改正する必要があるための提案でございます。内容説明は担当者が行います。

○議長 赤嶺奈津江さん 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それでは議案第61号 南風原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について概要を説明いたします。今回の改正は、議案第58号で南風原町職員の給与に関する条例の一部改正により、職員については令和5年4月1日から遡及適用する給料表の改正がありました。同条例を準用している会計年度任用職員の給料表の適用については、今回、第3条第2項の規定を削除することにより、職員同様に会計年度任用職員についても遡及適用するための改正となります。以上が議案第61号 南風原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の概要です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第61号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 異議なしと認めます。よって議案第61号につきましては、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第61号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより議案第61号 南風原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案について、可決することに賛成する方は起立願ひます。

（起立全員）

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第 7. 議案第62号 令和 5 年度南風原町一般会計補正予算（第 4 号）

日程第 8. 議案第63号 令和 5 年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 9. 議案第64号 令和 5 年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

日程第10. 議案第65号 令和 5 年度南風原町下水道事業会計補正予算（第 2 号）

日程第11. 議案第66号 令和 5 年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第 7. 議案第62号 令和 5 年度南風原町一般会計補正予算（第 4 号）、日程第 8. 議案第63号 令和 5 年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）、日程第 9. 議案第64号 令和 5 年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）、日程第10. 議案第65号 令和 5 年度南風原町下水道事業会計補正予算（第 2 号）及び日程第11. 議案第66号 令和 5 年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）を一括議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 新垣吉紀君 議案第62号 令和 5 年度南風原町一般会計補正予算（第 4 号） 令和 5 年度南風原町の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

続きまして、議案第63号 令和 5 年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号） 令和 5 年度南風原町の国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

続きまして、議案第64号 令和 5 年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号） 令和 5 年度南風原町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

議案第65号 令和 5 年度南風原町下水道事業会計補正予算（第 2 号）（総則）第 1 条 令和 5 年度南風原町下水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

議案第66号 令和 5 年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号） 令和 5 年度南風原町の土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。内容説明は担当者が行います。

○議長 赤嶺奈津江さん 総務部長。

○総務部長 官平 暢君 議案第62号 令和 5 年度南風原町一般会計補正予算（第 4 号）から議案第66号 令和 5 年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）までを一括して、概要を説明いたします。

まず、議案第62号 令和 5 年度南風原町一般会計補正予算（第 4 号）の 2 ページをお願いいたします。第 1 表歳入歳出予算補正について説明いたします。今回の補正は、議案第58号から第61号の条例改正に伴い補正の必要が生じたので、歳入歳出それぞれ7,369万5,000円を追加し、補正後の一般会計予算額は166億3,242万6,000円となります。

では、歳入について説明いたします。7 ページをお願いいたします。18款 1 項 1 目. 財政調整基金繰入金 7,369万5,000円の増は、今回の補正予算歳入歳出調整により歳入不足額を補うため、財政調整基金より繰入れを行うもので、繰入れ後の基金残高は27億4,302万9,000円となります。

引き続き歳出について説明いたします。8 ページ、1 款 1 項 1 目. 議会費から33ページ、10款 6 項 2 目. 共同調理場運営費までの各款項目の 1 節から 4 節までの補正増額は、今回の条例改正に伴う議員、特別職及び一般職員の給与費等の増によるものです。

12ページの 3 款 1 項 1 目27節. 繰出金122万6,000円、13ページの 3 款 1 項 2 目27節. 繰出金23万9,000円、25 ページ、8 款 4 項 1 目18節. 67万9,000円、同27節. 62万5,000円は、今回の条例改正に伴う 4 つの特別会計に属する職員分の給与費等の繰出しとなっております。

34ページから41ページは、今回の補正予算に係る給与費明細書です。以後の特別会計等についても同様に添付しております。

続いて、議案第63号 令和 5 年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について概要を説明いたします。6 ページの一般会計繰入金122万6,000円及び7 ページの歳入欠陥補填収入95万3,000円の増は、今回の条例改正によるもので8 ページ以降の歳出に同額を計上しております。

同様に、今回の条例改正による職員給与費等分の繰入金として、議案第64号 令和 5 年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）においては23万9,000円の増、議案第65号 令和 5 年度南風原町下水道事業会計補正予算（第 2 号）においては67万9,000円の増、議案第66号 令和 5 年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）においては62万5,000円増やし、それぞれ歳出に同額を計上しております。以上が議案第62号から議案第66号までの概要です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん これから議案第62号から議案第66号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第62号から議案第66号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 異議なしと認めます。よって議案第62号から議案第66号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第62号から議案第66号について討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第62号 令和5年度南風原町一般会計補正予算（第4号）を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成する方は起立願います。

（起立全員）

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決されました。

これから議案第63号 令和5年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成する方は起立願います。

（起立全員）

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決されました。

これから議案第64号 令和5年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成する方は起立願います。

（起立全員）

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決されました。

これから議案第65号 令和5年度南風原町下水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成する方は起立願います。

（起立全員）

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決されました。

これから議案第66号 令和5年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成する方は起立願います。

（起立全員）

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。した

がって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第12. 報告第15号 専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告について

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第12. 報告第15号 専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 新垣吉紀君 報告第15号 専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告について 地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記の事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告をいたします。記
1 専決処分事項 和解及び損害賠償額の決定について、2 専決処分した理由 法律上町の義務に属する損害賠償で、1件50万円以下のものに係る和解及び損害賠償の額の決定に関する事項でございます。内容については担当者が説明いたします。

○議長 赤嶺奈津江さん 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それでは報告第15号 専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告について概要を説明いたします。令和5年11月6日に専決処分を行いました。専決処分事項としては、和解及び損害賠償額の決定についてです。相手方は記載のとおりであります。事故の概要として、令和4年9月27日庁舎内でマイナンバーカードを申請、令和5年9月26日来庁、交付しようとしたましたが交付直前で別人の写真が添付しているのに気づき交付を行わず、令和5年9月末までの期限内にマイナポイント付与申請ができなかった事案となります。損害賠償額が1万5,000円となります。同額はマイナポイント付与の同額となっております。このように本来町が負担すべきではない賠償額を町の負担となったこと。また、町民及び議員の皆様にご心配をおかけしたことについて深くおわびを申し上げます。今後はチェック機能体制を強化いたしまして再発防止に努めてまいりたいと思います。以上で報告第15号 専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告について概要を説明いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん これから質疑に入ります。質疑はありませんか。13番 照屋仁士議員。

○13番 照屋仁士君 それでは1点だけ質疑させていただきたいと思います。今回は専決処分で和解ということで、賠償額が発生したことによってこの案件が出てきたわけですがけれども、金額が伴わない、このマイ

ナンバーカードをめぐるひもづけとか、いろいろなシステム上の問題なんかもニュースで指摘されたりしておりました。そういった金額が伴わないミスとか人為的なもの、システム的なもの、そういった事例はないのかどうか確認したいと思います。

○議長 赤嶺奈津江さん 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それではお答えいたします。本町におきましては、マイナンバーカードに係る事故については本件のみの1件となっております。

○議長 赤嶺奈津江さん ほかに質疑ありませんか。
8番 大宜見洋文議員。

○8番 大宜見洋文君 今回はポイントが付与されずということでの発見だったかと思うんですけども、今後それはない状況で、いろいろ手続を町民が行うというときにこういう事例がまた出てくる可能性はあるのでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 今後はこういった事案が再発防止のためにチェック体制を強化して、再発防止に努めているところでありますので、今後はあつてはならないものだと考えておりますので、今後はないように業務を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん ほかに質疑ありませんか。
(「進行」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。報告第15号 専決処分(和解及び損害賠償の額の決定)の報告については、これをもって終了します。

○議長 赤嶺奈津江さん 次に、議決事件の字句及び数字等の整理についてお諮りします。本臨時会において議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

○議長 赤嶺奈津江さん 以上で本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。これにて令和5年第3回南風原町議会臨時会を閉会します。お疲れさまでした。

閉会(午前10時33分)